

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 福島県議会定例会を招集する件 四八
- 青少年に有益な書籍として推奨する件 四八
- 青少年に有害な図書類として指定する件 四八
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 四八
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 四九
- 道路の供用を開始する件 四九
- 個人施工者の規約の変更について認可した件 四九
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件二件 四九
- 家畜人工授精に関する講習会を開催する件 四〇

告 示

福島県告示第五百五十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百一条第一項の規定により、福島県議会定例会を平成二十三年十二月九日福島市に招集する。

平成二十三年十一月二十五日

福島県知事 佐藤雄平
(総務課)

福島県告示第五百五十九号

福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な書籍として、次のものを推奨する。

平成二十三年十一月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

推奨番号

名 称

制作者又は配給者

備 考

二〇七 下町ロケット

池井戸潤(株式会社小
学館)

推奨対象 高校
生、青年及び一
般

二〇八 ポニーテール

重松清(株式会社新潮
社)

推奨対象 中学
生、高校生、青
年及び一般

二〇九 きんばあちゃんの花見山

あきばたまみ(株式会
社オーブン・エンド/
松田利也)

推奨対象 幼児、
小学生、中学生、
高校生、青年及
び一般

福島県告示第五百六十号

福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第十八条第一項の規定により、次の図書類を青少年に有害なものとして指定する。

平成二十三年十一月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

指定番号	雑 誌	名 称 等	発 行 者	指 定 理 由
六五四二	雑 誌	BLACKBOX 20 11 12月号 (17843-12)	三英出版	著しく青少年 の性的感情を刺 激し、その健全 な育成を阻害す るおそれがある。
六五四三	雑 誌	EXMAX 2011 12月号 (02091-12)	株式会社ぶんか 社	

(人権男女共生課青少年育成室)

福島県告示第五百六十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年十一月二十五日から同年十二月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び西郷村商工

観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン西郷ショッピングセンター 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字岩下十一番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により西郷村から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年十一月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 解除予定保安林の所在場所
南会津郡南会津町滝原字龍沢一七一一七の一九から一七一一七の二一まで
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
道路用地とするため

(森林保全課)

福島県告示第五百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十三年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道湯野上会津高田線	大沼郡会津美里町大字尾岐窪字下川原九七〇番二地先から 同 郡同 町大字尾岐窪字新町一〇番二地先まで	平成二十三年十一月二七日

(道路計画課)

福島県告示第五百六十四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の十六第一項の規定により、個人施行者の規約の変更について、次のとおり認可した。

平成二十三年十一月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 施行者の氏名及び名称
橋本 謙一
財団法人湯浅報恩会
- 二 事務所の所在地
郡山市駅前一丁目八番十六号
- 三 事業の名称
県中都市計画郡山駅前一丁目第二地区第一種市街地再開発事業
- 四 事業施工期間
平成二十年十二月から平成二十六年六月まで
- 五 施行地区
郡山市駅前一丁目一部の区域
- 六 施行認可の年月日
平成二十年十二月二日
- 七 事務所の所在地の変更の内容
変更前 郡山市駅前一丁目九番十五号国分ビル三階
変更後 郡山市駅前一丁目八番十六号
- 八 変更の認可の年月日
平成二十三年十一月十八日

(建築指導課)

公 告

公告第二百二十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年十一月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年十一月十四日
- 二 名称
特定非営利活動法人こころ
- 三 代表者の氏名
木下 晋宏

- 四 主たる事務所の所在地
福島県相馬市小野字小野迫六十六番地一
- 五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障害者・病弱者に対して、介護保険法に基づく介護サービス等に関する福祉事業を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
(文化振興課)

公告第二百二十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十三年十一月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年十一月十六日
- 二 名称
特定非営利活動法人夢あるき
- 三 代表者の氏名
森田 まゆみ
- 四 主たる事務所の所在地
福島県会津若松市町北町藤室字藤室南百八十九番地一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、発達障害児・者に対する療育・支援を行なうとともに、障害児・者に関する社会一般への知識の普及を図り、障害児・者の福祉の増進をめざし、地域福祉のために障害福祉サービスを提供し、貢献することを目的とする。
(文化振興課)

公告第二百二十九号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。
平成二十三年十一月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 開催期日
平成二十四年一月二十六日から同年二月二十四日まで
- 二 場所
 - 1 学科、実習（二の2に掲げる実習を除く。）及び修業試験
西白河郡矢吹町一本木四百四十六番地の一 福島県農業総合センター農業短期大 学校
 - 2 実習（精液の採取、保存液の調整、精液の希釈、精液の液状保存及び冷凍保存に係るものに限る。）

- 三 対象家畜の種類
福島市荒井字地蔵原甲十八番地 福島県農業総合センター畜産研究所
牛
- 四 受講人員
十三名程度
- 五 受講資格
家畜改良増殖法第十七条第一項及び第二項各号に該当しない者
- 六 受講手続
1 講習会を受けようとする者は、あらかじめ家畜人工授精に関する講習会選考申込書を、平成二十三年十二月十六日までに所轄する福島県家畜保健衛生所を經由して知事に提出すること。
- 2 受講を許可された者は、家畜人工授精に関する講習会受講願書に二万八千円相当額の福島県収入証紙を貼り、履歴書を添付の上、平成二十四年一月十三日までに所轄する福島県家畜保健衛生所を經由して知事に提出すること。
- 七 その他
詳細については、福島県農林水産部生産流通総室畜産課に問い合わせること。
(畜産課)